

独自報酬加算の算定方法について

1 独自報酬加算の算定方法(概要)

独自報酬加算の算定にあたっては、算定しようとする加算の単位数と、単位数が同一のサービスコードで算定する。

算定しようとする加算が複数ある場合は、それぞれの加算の単位数の合計値と、単位数が同一のサービスコードで算定する。

2 算定例

【例1】小規模多機能型居宅介護

<独居高齢者等への支援に関する項目>のみを算定する場合

400 単位であるので、単位数が同一であるサービスコード、73-7111「小規模多機能型市町村独自加算 8」(400 単位)で算定する。

【例2】看護小規模多機能型居宅介護

<認知症ケアの充実に関する項目>及び<開かれた運営体制の構築に関する項目>を算定する場合

400単位+200 単位=600 単位

独自加算の合計が 600 単位であるので、単位数が同一であるサービスコード、77-7123「看護小規模市町村独自加算 12」(600 単位)で算定する。

3 その他

介護報酬の請求ソフト上の操作方法については、各請求ソフトの開発元にお問い合わせください。

以上